

宇多津町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇多津町補助金交付条例（昭和32年条例第16号）の規定により、地域の安全を確保し、地震、水害等の災害に対処するために設立された自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災資機材等の整備に必要な助成を行い、防災体制の確立と防災思想の普及、啓発を図るため、宇多津町自主防災組織防災資機材整備事業補助金（「以下補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、自主防災組織の防災活動に必要な防災資機材で、別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象経費は、前条の防災資機材の整備に要する経費とし、その補助率は、自主防災組織が負担した額の2分の1以内とする。ただし、補助金の交付額は、1自主防災組織につき1年度250千円を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、宇多津町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、交付申請は1年度につき2回までとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) その他町長が特に必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付決定をし、宇多津町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第6条 申請者は、宇多津町自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付請求書（様式第4号）及び宇多津町自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書（様式第5号）に、助成対象の防災資機材の領収書及びその他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(防災資機材等の管理)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けて整備した防災資機材については十分な注意を払い、維持管理をしなければならない。

(防災資機材の譲渡の禁止)

第8条 申請者は、補助金の交付を受けて整備した防災資機材を第三者に譲渡してはならない。

(防災資機材の検査)

第9条 町長は、補助金の交付の適正を期するため、自主防災組織が購入した防災資機材について検査することができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月7日 要綱第21号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	品 名
情報収集伝達用具	トランシーバー、非常用ラジオ、メガホン
救助用具	バール、折り畳みはしご、のこぎり、斧、なた、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、掛け矢、つるはし、ハンマー、一輪車、ロープ、ペンチ、クリッパー
避難用具	担架、リヤカー、毛布、発電機、投光器、ライト、コードリール
給食給水用具	鍋、釜、かまど、食器類、備蓄用食料、備蓄用飲料水、ポリタンク
その他の用具	ヘルメット、腕章、土のう袋、防水シート（ブルーシート）、消火器、防災倉庫、簡易トイレ
その他町長が特に必要と認めたもの	